

店舗リニューアル助成金

助成金額

助成上限額 **100** 万円（対象経費の2分の1）

助成対象者

以下の全てに該当するかた

- ① 館林市に住民登録があるかた（法人の場合は本社若しくは本店を有する）
- ② 市税を滞納していないかた
- ③ 中小企業診断士による「**店舗診断**」を受けられたかた
- ④ 過去に市の類似する助成制度を利用していないかた
- ⑤ リフォーム完了後、3年以上継続して営業できるかた



対象店舗

以下の全てに該当するかた

- ① 館林市内で建築後5年以上経過した建物で、営業実績が5年以上の店舗
- ② 所有者から改装する同意が得られている店舗
- ③ 日本標準産業分類に基づく、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業のいずれかを営む「**来店型**」の店舗



対象工事

- ① 申請時点で着工していない工事
- ② 市内施工業者（市内に本店を有する法人または市内に住民登録がある個人）を利用した店舗リフォーム工事
- ③ 関係法令に違反しない工事
- ④ 申請年度内に事業が完了する工事

※ 店舗併用住宅においては、店舗部分の工事が助成対象となります

※ 建築確認を要する工事は、店舗の検査済証を有していること



その他

- ① 原則、見積金額が助成対象経費となりますが、実際の工事費が見積金額を下回った場合は、その金額が助成対象経費となります
- ② 本助成金は予算に達し次第、受付を締切とさせていただきます

申請方法

注意：着工前の申請が必要です！

店舗診断
申込み



店舗診断



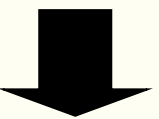
助成金申請



書類審査



交付決定



着工

- ・店舗診断とは、「**中小企業診断士**」による店舗の経営診断です。店舗の経営状況を分析し、店舗レイアウトの改善案をご提案します。
- ・申込みに必要な書類は商工課で配布します。

- ・店舗診断を3回実施します。
- ・最後に「**店舗診断報告書**」をお渡しします。

・以下の書類を揃えてご提出してください。

- ① 店舗リニューアル助成金交付申請書
- ② 工事図面又は建物見取り図
- ③ 見積書の写し（工事費の詳細が把握できるもの）
- ④ 工事前の写真（改装予定箇所が確認できるもの）
- ⑤ 課税台帳等閲覧承諾書
- ⑥ 店舗所有者の同意書の写し（店舗が自己所有でない場合）
- ⑦ 店舗の賃貸借契約書の写し（賃貸借契約を結んでいる場合）
- ⑧ 営業許可書等の写し（飲食サービス業ほか）
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

※書類に不備がある場合は、確認を行います。

- ・市から「**交付決定通知書**」をお渡しします。

- ・交付決定後に、改修工事の「着工」をお願いします。